

～ 巻頭言 ～



中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトの現状

一橋大学大学院法学研究科教授

上原敏夫

1 国際協力機構（JICA）は、2007年11月から3年間の予定で、中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）を開始した。民事訴訟法分野での法制度整備支援事業としては、カンボジア、ベトナムに続くものである。私は、竹下守夫先生の御指導の下で、10年以上にわたってカンボジアに対するプロジェクトに関わっているが、このたびは、日本側の責任者として、本プロジェクトに関与することとなった。

本プロジェクトは、これまでの他国を対象とする事業とほぼ同様の形式をとっており、相手国における現地セミナー及び日本における本邦研修の実施を中心として、制度のあり方や法律案の個々の条文の内容にわたって、法律の専門家として対等の立場で議論を繰り返す、日本として相手国の法制度の整備に協力するものである。本プロジェクトの相手方当事者（カウンターパート）は、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室（以下「民法室」という。）であり、手続法も含めて、広く民事法分野の立法作業を担当している機関である。

現地セミナー及び本邦研修の内容を充実させるために、日本側では、専門分野の研究者及び実務家の委員からなる研究会（作業部会）を組織している。研究者の委員には、カンボジア民事訴訟法起草の作業に関わってきた者（私を含めて5名）を中核としつつ、若手の研究者（2名）が新たに加わっている。また、JICAの長期専門家として実務家（弁護士）が現地に派遣され、民法室との間の日常的な意見交換、情報収集及びプロジェクトの進行の調整などの重要な任務を行っている。そして、とりわけ本邦研修の実施については、法務省法務総合研究所国際協力部が、さらに、日本における研究会の開催や資料の整備など、プロジェクト運営の事務的な面では、財団法人国際民商事法センターが重要な役割を果たしている。

2 上記の体制の下、本プロジェクトでは、2007年11月の本邦研修、2008年3月の現地セミナー、同年11月の本邦研修、本年5月の現地セミナーが実施され、さらに本年11月には3回目の本邦研修が予定されている。これらの機会において、民事訴訟法及び仲裁法に関してなされている議論は、理論的なものから実務に関わるものに至るまで多岐にわたり、また相当地に高度な内容となっており、プロジェクトは順調に進んでいるといえよう。同じ漢字文

化圏に属することから、互いに（とくに中国側にとって）相手国の文献から情報を得ることが比較的容易であるという事情もプラスに作用している（もっとも、再審という言葉が日中で異なる意味で使われているなど、逆に互いに漢字を理解できるが故に、誤解や議論のすれ違いが生じうることも経験した。）。長期専門家及びJICA中国事務所などの努力もあり、本プロジェクトをめぐる日中間の信頼関係も厚くなっている。

もっとも、中国民事訴訟法及び仲裁法の改正作業が、執行手続や保全手続も含む広い範囲の規律の中で、どの分野に重点を置いて、また、どのようなスケジュールで行われることになるのか、未だ明らかとなっていないことから、双方の議論は、訴訟法の諸原則や基礎にある理論をめぐってなされており、中国での法改正に焦点を合わせた具体性に欠ける面があることも否定できない。これは、主に、中国では現在、民法の不法行為に関する基本原則及び現代社会において生起する様々な事故の賠償責任を規律の対象とする新たな法律として、「権利侵害責任法」の制定が急務とされており、民法室は、その立法作業に精力を傾注しなければならない、という事情によるものである。

3 この状況を受けて、昨年秋に、民法室から、権利侵害責任法についても、日本の法制度整備支援事業の対象として欲しいとの強い要請が寄せられた。この法律は、いうまでもなく、実体法である民法に属する法律であり、本プロジェクトとは別個のプロジェクトを立ち上げることが必要とも思われたが、中国での立法作業が相当に速く進んでいることや、カウンターパートである民法室が担当しており、証明責任など、とくに証拠法の分野で、民事訴訟法の規律とも密接な関連があることから、JICAは、本プロジェクトの一環として、権利侵害責任法も扱うことが適切であると判断した。そこで、日本では、新たに、権利侵害責任法研究会を組織することとした。この研究会は、研究者委員として、民法を専門とする第一線の研究者（3名）の参加を得て、民事訴訟法・仲裁法改善に関する委員会の研究者委員の一部の者（私を含めて4名）と共に、専門的見地から検討する体制をとっている。既に、権利侵害責任法を対象とする現地セミナーを本年7月に実施し、また、本年11月の本邦研修において、同法についても、議論を行う予定となっている。

4 ところで、民法室は、中国における立法作業を担当する中心的な機関であり、本プロジェクトが民法室をカウンターパートとしていることは、法制度整備支援事業の実効性の点からみてきわめて適切なものといえよう。民法室のメンバーの多くは、長年この組織に属してもっぱら立法作業に従事している、まさに立法のプロである反面で、法律実務家（裁判官、弁護士）として民事訴訟に関わる経験はあまりないと聞いている。また、日本の法制審議会のように、立法担当の事務当局だけでなく、幅広く研究者及び実務家の意見を聴いて法律案を起草する仕組みも一般的にはとられていないようである。もっとも、裁判所の意見については、最高人民法院に所属する、日本でいえば最高裁事務総局の局付や最高裁調査官に相当するような仕事をしている裁判官が、現地セミナーや本邦研修に参加することを通じて、かなりの程度、法律案の起草に影響を与えているようではある。

このようなことから、日本側としては、中国の民事訴訟制度の現状や改善を要する点などについて、民法室だけでなく、広く中国の実務家や研究者の意見を聴いて、認識を深めることができれば、本プロジェクトの内容がより豊かになり、成果も高まるのではないかと考えをもつに至った。この点で、法務省が、中国で民事訴訟法を研究している張衛平教授及び劉栄軍教授を招へいし、中国の民事訴訟制度の現状、改革の必要性などにつき、講演してもらう機会を設けたこと（2009年3月）は、大きな意義を有する。張教授は日本での留学経験をもち、また、劉教授は日本において学部・大学院を通じて法学教育を受けており（一橋大学博士）、いずれも中国の学会で主要な地位を占める中堅の研究者であり、日中の民事訴訟制度の比較研究に最適の方である。両教授からは、われわれの期待通り、自由な立場で、率直に意見を述べていただき、講演会は盛会であった。講演内容は、本誌本号に掲載されている。

- 5 以上、中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトの現状について述べてきた。当初の予定では、プロジェクトの終了まであと1年あまりとなるが、前述した中国側の事情で、本来の対象である民事訴訟法及び仲裁法の改正作業が遅れていることから、実施期間が延長される可能性もあろう。法制度整備支援事業は、日本のODAの新しい形として世界から注目されている。その一翼を担う者として、プロジェクトの意義の大きさと責任の重さを痛感しているところである。関係者の方々の一層の御協力・御支援をお願いしたい。

平成21年9月